

認知症対応型(介護予防)通所生活介護「サンケア高岡北」運営規定

(事業の目的)

第1条 この運営規定は、社会福祉法人新湊福祉会が設置するデイサービスセンターサンケア高岡北（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型(介護予防)通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「従業員」という。）が要介護状態（指定介護予防認知症対応型通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態であり、認知症（介護保険法第8条第16項に規定する認知症という。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう、さらに社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援者であり、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、さらに社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持及び向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3、事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

4、事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

5、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、

居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉のサービスとの線密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6、前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のためを遵守し、事業を実施する。」

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称	サンケア高岡北
所在地	〒 9 3 3 - 0 9 5 9 高岡市長江 4 6 4 - 1

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1） 管理者 1 名（兼務）

管理者は、事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（2） 生活相談員 1 名

生活相談員は、利用者又はその家族の必要な相談に応じるとともに、必要な助言や援助等を行う。また、居宅介護支援事業所等他の機関との連携、調整を行う。

（3） 機能訓練指導員 1 名（兼務）

機能訓練指導員は、利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力機関との連携、調整を行う。

（4） 介護職員 2 名以上

介護職員は認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護計画（以下「認知症対応型通所介護計画」という。）に基づき、サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までの毎日とする。
1月1日から1月2日までは除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後4時とする。
- (4) 延長サービス可能時間帯 提供前午前8時から午前9時
提供後午後4時から午後6時

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位12名以下

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第7条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- ① 生活相談、援助等
- ② 健康チェック
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 食事の提供
- ⑤ 入浴の支援
- ⑥ 介護サービス（移動・排泄の介助等）
- ⑦ 送迎
- ⑧ 延長サービス
- ⑨ レクリエーション
- ⑩ 各種行事

(認知症対応型通所介護計画)

第8条 1、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を個別に作成する。

2、認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

3、認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

4、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付する。

5、認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料)

第9条 事業所が提供する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食事の提供に要する費用 650 円 (おやつ含)

(2) おむつ代 実費

(3) 次条に定める通常の事業の実施地域以外、その他の地域に在住する方は住民票のある市町村との協議が必要となる。

(4) 前各号に掲げるもののほか、認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3、前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5、費用を変更する場合、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6、法定代理人受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、高岡市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者及びその家族は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

- 2、従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
 - (4) ペットの持ち込みは禁止する。
- 3、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の対象は、要介護状態（指定介護予防認知症対応型通所介護にあたっては要支援状態）であって認知症の状態にあるもので、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。
 - (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
 - (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。
- 4、利用申込者の利用に際しては、主治医の診断書等により、当該利用申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 5、利用申込者が入院治療を要する者であること等、利用申し込み者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じる。
- 2、利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3、利用者に対する指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合、その事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。

- 4、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 5、利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。
- 6、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

- 第13条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年に1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

- 第14条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

(苦情処理)

- 第15条 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3、事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
 - 4、事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法78条の6若しくは法115条の15の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村からの指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言

に従って必要な改善を行う。

- 5、事業所は提供した指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2項の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

- 第17条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(地域との連携)

- 第18条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(その他の運営に関する留意事項)

- 第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても健勝、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 経験に応じた研修 随時
- 2、事業所は、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 3、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社健美会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

